

令和6年 第11回

福生市教育委員会定例会議事録

日時:令和6年11月22日(金)午前11時00分

場所:福生市役所第二棟4階委員会室

令和6年第11回福生市教育委員会定例会

<議題>

1 議案

(1) 議案第55号

福生市教育ビジョン(福生市教育振興基本計画)第2次 修正後期(案)について

(2) 議案第56号

福生市図書館ビジョン(福生市図書館基本計画)第2次(案)について

(3) 議案第57号

福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部を改正する規則について

(4) 議案第58号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見聴取について

(5) 議案第59号

福生市立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則について

(6) 議案第60号

令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

(7) 議案第61号

学校給食費の改定について(諮問)

2 協議事項

(1) 協議事項2

不登校特例校(分教室型)の分校化について

3 報告事項

(1) 報告第32号

令和7年度教育課程編成基本方針について

(2) 報告第33号

令和7年度福生市立学校教育管理職の配置案について

(3) 報告第34号

教職員の服務事故について

4 その他報告事項

(1) 令和6年度社会教育施設の年末年始の休業について

出席委員	教育長	石田 周
	教育長職務代理者	宇田 剛
	委員	加藤 孝子
	委員	野口 哲也
	委員	高橋 典久
	委員	林 宣之

事務局(説明員)	教育長(再掲)	石田 周
	教育部長	中島 雅人
	参事兼教育指導課長	森保 亮
	教育総務課長	大楠 功晃
	教育部主幹	吉本 一也
	学務課長	恒吉 薫
	教育支援課長	森田 尚之
	生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
	スポーツ推進課長	近野 淳
	公民館長	佐藤 克年
	図書館長	森本 恭子
	指導主事	竹内 秀礼
	指導主事	田畑 圭洋
	教育総務係長(書記)	岸野 美幸

傍聴人 0人

開会・日程・前回の議事録

【教育長】 定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第12、報告第33号、令和7年度福生市立学校教育管理職の配置案について、及び日程第13、報告第34号、教職員の服務事故についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づきこれを公開しない会議とし、日程第14、その他報告事項の後に報告したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって日程第12、報告第33号及び日程第13、報告第34号については公開しない会議として、日程第14の後に報告することといたします。

議事に入ります前に申し上げます。令和6年10月25日に開催いたしました、令和6年第10回定例会議事録につきましては既に御覧いただいていると思いますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。令和6年第10回定例会議事録については承認されました。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、高橋典久委員、林宣之委員を署名委員として指名いたします。

教育長報告

【教育長】 次に日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、中島教育部長より報告いたします。中島部長。

【教育部長】 それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。資料の3ページをお願いいたします。

まず一番左の列、市の動きでございます。11月2日、市民会館小ホールにて第31回福生市青少年の意見発表会が開催されております。市内全中学校3校、都立高校2校により計10名の生徒が意見発表を行った他、善行少年表彰及び「家庭の日」図画・作文コンクール入選者の表彰が行われました。また、司会進行を市内中学校の生徒が務めております。

続きまして、各課でございます。まず、教育総務課でございます。10月30日、青梅市にて令和6年度東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会があり、加藤委員が出席をされております。11月7日、福生第三中学

校において教育委員会の学校訪問が行われております。御出席いただきました委員の皆さま、ありがとうございました。11月16日、福生第七小学校創立50周年記念式典が第七小学校体育館にて開催をされました。

次に、生涯学習推進課でございます。11月15日、福生市立小学校PTA連合会懇談会が福生第一小学校にて開催をされました。当日は教育長より「直接性の子育てを」と題した講話がございました。

次に、スポーツ推進課でございます。11月14日、第33回西多摩地域広域行政圏スポーツ大会総合開会式兼前夜祭が青梅市にて行われました。当該大会は11月3日から17日まで西多摩地域で15種目が行われ、福生市は陸上競技の競技会場となっております。

次に、公民館でございます。11月2日、第54回福生市民文化祭開場式が市民会館大ホールにて開催をされました。なお、市民文化祭につきましては11月2日、3日、4日、翌週の9日、10日の計5日間にわたり実施され、開催期間中は多くの方に御来場いただいたところでございます。

その他、各課の主な事務につきましては、後ほど御覧ください。

5ページをお願いいたします。こちらは次回定例会までの主な予定でございます。最初に市の動きでございます。12月3日からは令和6年第4回福生市議会定例会が20日までの予定で開催をされます。初日、開会前には林教育委員の就任の御挨拶が予定されてございます。林委員、よろしく願いをいたします。

次に、教育総務課でございます。11月25日、福生第四小学校において教育委員会の学校訪問が行われます。御予定の方、よろしく願いをいたします。

最後に、公民館でございます。11月23日、第43回公民館のつどいが開催をされます。こちらは年に一回、公民館3館の利用者が一堂に会するもので、各種サークルにより発表などが予定されてございます。

その他、各課の主な事務につきましては、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。ただ今の教育部長の説明にございました、10月30日に開催されました東京都町村教育委員会連合会第1回ブロック研修会に加藤委員が出席されております。加藤委員、何か御発言等ございますでしょうか。加藤委員。

【加藤委員】ただ今中島部長よりお話がありましたけれども、10月30日（水曜日）、青梅市役所で開かれた令和6年度東京都町村教育委員会連合会第1ブロック研修会に行ってまいりました。研修会では、「法律が教育を支える。教育法務相談員が考える教育現場の課題と対策」というテーマで、青梅市教育法務相談員、中澤さゆりさんより講話がありました。青梅市では東京都いじめ問題サポート事業を利用して、週3回、弁護士資格を有する教育法務相談員、中澤さゆりさんを令和4年度より教育委員会内に机を設置して、いじめ問題をはじめとする保護者対応や先生方の相談に当たっていらっしゃるそうです。スクールロイヤーとは異なった立場だそうで、そこがかえって先生方と密にお話をする機会ができたりとかっていうことに役立っていそうで、先生方の負担軽減に役立っている様子のお話を伺ってまいりました。以上です。

【教育長】ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、森保教育部参事より報告いたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。大きく3点でございます。

1点は、行事等の実施状況についてです。運動会、文化的行事、道徳授業地区公開講座が書面のとおり実施

されました。各学校から無事に終了したとの報告を受けております。

2点は、行事の実施予定についてでございます。文化的行事についてですが、12月6日、7日に福生第四小学校で音楽会が予定されております。また、道徳授業地区公開講座については、来週は11月30日に福生第三小学校で開催される予定です。

3点は、その他についてでございます。ア、小学校音楽会についてでございます。11月29日（金曜日）、福生市民会館大ホールで開催いたします。全校の高学年が一堂に会する貴重な機会となります。

次にイ、東京都中学校英語スピーキングテストでございます。11月24日（日曜日）、中学校第3学年の生徒を対象とした中学校英語スピーキングテストが実施されます。生徒が自身の実力を発揮できるよう各学校で指導、支援をしてるところです。

最後にウ、インフルエンザ等による学年・学級閉鎖についてでございます。11月13日から3日間、福生第三小学校第2学年の1学級でインフルエンザによる学級閉鎖がございました。今年度最初の学級閉鎖でございます。今後も拡大することが予想されるため、手洗いの徹底や換気が適切に行われるよう各学校へ促してまいります。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

議案

議案第55号

福生市教育ビジョン（福生市教育振興基本計画）第2次修正後期（案）について

【教育長】 次に日程第3、議案第55号、福生市教育ビジョン（福生市教育振興基本計画）第2次修正後期（案）についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第3、議案第55号、福生市教育ビジョン（福生市教育振興基本計画）第2次修正後期（案）について御説明申し上げます。

教育委員会では、令和元年度に10年計画として策定した「福生市教育振興基本計画第2次」について、令和6年度に計画期間の前期が終了することから、令和7年度から令和11年度までの修正後期の計画として、名称を「福生市教育ビジョン（福生市教育振興基本計画）第2次修正後期」として改め、計画書の体裁につきましては「A4縦左開き」から「A4横左開き」としております。中身についても文章量を抑え、写真やイラスト、グラフ等を多用し、読みものではなくカタログのように、ページをめくるだけで感覚的に内容が伝わるよう工夫をしております。

15ページを御覧ください。福生市教育ビジョン（案）でございます。教育委員の皆さまに選んでいただきました表紙としております。

19ページを御覧ください。同じく選んでいただきました中扉等のデザインについて、以降のページで同様に反映し作成しております。併せて色の組み合わせについての御意見も参考とさせていただきます。弱視の方を意識した

配色として改めております。

29ページの下段を御覧ください。今回のビジョンでは、「福生市が目指す教育」を実現するため、4つの基本方針を設定しております。基本方針1は、「自ら未来を切り拓く力の育成」として、主に児童・生徒の学力や心と身体を育む教育の中身について。基本方針2は、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」として、主に多様な学びについて方策と支援体制等について。基本方針3は、「子どもたちの学びを支える教職員・学校の力の強化」として、主に教員や学校の運営、学習環境の整備等について。基本方針4は、「生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり」として、以前は別計画として策定しておりました「生涯学習推進計画」に当たる内容、スポーツ、公民館、図書館等について記載しております。

30、31ページを御覧ください。福生市教育ビジョン体系でございます。先ほど申しあげました4つの「基本方針」に基づき、15の「推進の視点」、40の「施策の方向性」によりそれぞれの事業などを進めていくこととしております。詳細につきましては、33ページ以降の第2章において、「推進の視点」単位で表やグラフ等を用いて「現状と課題」を整理し、必要とされる「強化のポイント」について記載しております。続けて、「施策の方向性」ごとに1ページ当たり原則4つ、今後の取り組むべき主な事業について掲載しております。なお、各「推進の視点」の最終ページに掲載する指標等に基づき点検・評価を行い、教育ビジョンの推進を図ってまいります。

なお、今後のスケジュールでございますが、12月の福生市議会において説明を行い、12月6日から市議会議員への意見聴取、12月12日から市民等に対するパブリックコメントを実施いたします。終了期日は、共に翌年の令和7年1月10日までとなっております。頂戴した御意見等の内容については1月の、御意見等を反映した最終的なビジョンについては2月の、それぞれ教育委員会定例会において改めて御案内申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 30ページの一番上、「家庭・地域・学校の三者は互いに協力」で、これってもしかしたら「学校・家庭・地域」に直すんでしたっけ？

【教育長】 大楠課長。

【教育総務課長】 大変申し訳ございません。そうです。先ほどの総合教育会議でも確認させていただきましたが、順番は「学校・家庭・地域」という順番に並びを替えさせていただきます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【宇田委員】 はい。

【教育長】 ありがとうございます。この部分については、これまでの文言で書いていただいたのですが、今日の教育総合会議も踏まえて、総合教育会議との関係性をここで表現したほうがいいのかもかもしれませんね。そこは事務局で相談をし矛盾がないように、最新の皆さんの共通知見でまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。加藤委員。

【加藤委員】 確認させていただきたいんですが、このビジョンの体裁を整えるものは、一般市民の方も保護者の方も御覧になるという前提でいいんですよね。

【教育長】 大楠課長。

【教育総務課長】 加藤委員おっしゃるとおり、パブリックコメント等を通じて公開していく状況でございます。

【教育長】 よろしいですか。

【加藤委員】 はい。皆さんが誰にも分かるようにということが主眼でらっしゃいますよね。ちょっと確認させていただきたかったです。

【教育長】 加藤委員、ありがとうございます。まさにそのとおりで、今までのビジョンは、しっかり読んでいただく形で構成しておりました。今回、御覧のとおり写真とかグラフを多用し、文字も大きくしてございます。これは、東京都教育ビジョンです。都ビジョンは、国の教育振興基本計画を参酌して都道府県教育委員会が策定するもので、東京都教育委員会も教育振興基本計画を作っております。

地方公共団体、基礎自治体も同様でございますけれども、福生市の場合は今まではあまり東京都教育ビジョンとの整合性がなかったんですが、今回参酌した形にすることで、市内の先生たちの混乱がないように、東京都と共通するところがベースになっております。ただし、福生市独自の、例えば東京都のほうは生涯学習を入れてないんですが、福生市の場合は生涯学習推進計画に当たるところを入れてありますので、そういったところはもちろん違うんですけれども、おっしゃるとおり市民の方、保護者の方に手に取って見ていただけるようなものを目指しておりますので、その視点からもぜひ御意見をいただけたらありがたく存じます。

【加藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

この後、今、説明があったとおりパブリックコメントの期間を経て、もう一度1月の下旬ぐらいまでに内容をさらに磨いて、2月中に完成をさせたいと思っております。それで、大丈夫ですね？ 大楠課長。

【教育総務課長】 教育長おっしゃるとおり、2月の教育委員会定例会では出来上がったものを上程する流れになりますので、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。ですから、今日のこの議決は案の議決ということで、確定の議決は2月にお願いしたいというふうに存じます。従いまして、御意見あったら紙ベースでもこちらは用意いたしますので、事務局のほうにお申し付けいただければと存じます。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

他によろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第55号は原案のとおり決定することといたします。

議案第56号

福生市図書館ビジョン(福生市図書館基本計画)第2次(案)について

【教育長】 次に日程第4、議案第56号、福生市図書館ビジョン(福生市図書館基本計画)第2次(案)についてを議題といたします。森本図書館長より内容説明をお願いいたします。森本館長。

【図書館長】 日程第4、議案第56号、福生市図書館ビジョン(福生市立図書館基本計画)第2次(案)について御説明を申し上げます。

平成25年度に第1次計画を策定し、令和2年度に改定を行った福生市立図書館基本計画につきましては、令和7年度から令和16年度までの第2次計画として、名称を福生市図書館ビジョン(福生市立図書館基本計画)第2次に改め、教育ビジョンと同様に計画書の体裁も「A4縦左開き」から「A4横左開き」とし、分かりやすさ、見やすさを重視した作りといたしました。令和5年度は、中央図書館リニューアルに伴う新たなサービス等を計画に位置付けることなどを目的に、計画期間を1年延伸し、現在策定作業を進めております。

内容につきましては、資料99ページの概要版に沿って御説明を申し上げます。本ビジョンは、文部科学省告示の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき策定しております。1次計画に基づく取組といたしましては、中央図書館改良事業による施設のリニューアルと、ふっさ電子図書館の開設等がございます。計画は左下にあります第1次計画の基本理念を継承し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、通称読書バリアフリー法を踏まえ、誰もが使いやすい図書館サービスの推進を図ります。また、社会環境の変化に注視し、多様なニーズに応える図書館サービスの提供を目指します。

続けて、右図を御覧ください。図書館ビジョンは、1、誰もが生涯を通じて読書に親しむことができる機会の充実。2、市民の課題解決や学びを地域の発展に生かす環境整備。3、家庭・地域・学校における読書活動の推進。4、長期的な視点に立った持続可能な図書館の4つの目標から、13の基本方針、23の施策を展開し推進してまいります。計画は毎年度、点検評価を行い、5年後に中間の見直しを実施いたします。実際の計画は101ページから137ページまでの計画案を御覧いただければと思いますが、文言につきましては精査し、教育ビジョンとの整合性を図ります。

今後のスケジュールにつきましては、教育ビジョンと同様のスケジュールを予定しております。そのため、パブリックコメントで頂戴した御意見の内容については1月の、御意見等を反映した最終的なビジョンにつきましては2月の、それぞれ教育委員会定例会において改めて御案内申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 一点だけ。ぱっと見せていただいたんですけど、106ページから数ページの字がちよっと多いのか

などは思ったんですけども、ずっと読んでいくとすごく余白が多くて見やすくなってるとも思います。目に優しい。それから色もイラストなんかもとっても工夫されているので、とっても見やすくなってんじゃないかなと思います。

【教育長】ありがとうございます。

【図書館長】ありがとうございます。さらにブラッシュアップしながら、お褒めの言葉をいただいたことを胸に頑張りたいと思います。

【教育長】御指摘いただいたことを踏まえて、もう一回、字数も今お話があったので、より磨いて分かりやすく伝えやすいものを作りたいと思いました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。こちらの計画も今申し上げたとおりでございますので、この場では案の議決ということでお願いしたく存じます。市民に向けてパブリックコメントを12月にやりますので、その意味での議決ということでお願いいたします。他によろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第56号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり決定することといたします。

議案第57号

福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部を改正する規則について

【教育長】次に日程第5、議案第57号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】日程第5、議案第57号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。

139ページを御覧ください。まず提案理由でございますが、教育委員会会計年度任用職員について公募によらない任用の上限回数を廃止するため、本規則の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。143ページの新旧対照表を御覧ください。本規則の第3条第4項の規定中の公募によらない再度任用の上限回数に関する規定「、4回を上限とし」を削除するものでございます。本改正に伴い、今後、教育委員会会計年度任用職員を再度任用する場合、当該年度の評価が「良好」であれば、公募による再受験の必要はなくなります。

戻りまして、141ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、本規則は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。な

いようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第57号は原案のとおり可決することといたします。

議案第58号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見聴取について

【教育長】次に日程第6、議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見聴取についてを議題とします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】日程第6、議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

147ページをお願いいたします。まず提案理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

148ページをお願いいたします。次に改正の趣旨でございます。刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による刑法の一部改正により、令和7年6月1日から刑法における自由刑のうち、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、「懲役」又は「禁錮」という文言が使用されている市の例規において、当該文言を「拘禁刑」とする文言に改める必要が生じたため、規定の整備をするものでございます。

149ページをお願いいたします。次に、本条例は第1条から第6条でそれぞれ関係する複数の条例を改正しようとするもので、教育委員会に意見が求められた条例につきましては、第2条「福生市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正」及び第5条の「福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございまして、153ページと154ページに新旧対照表がございまして。

戻りまして、150ページをお願いいたします。最後に附則でございますが、本条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第58号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって議案第58号は原案のとおり同意することといたします。

議案第59号

福生市立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則について

【教育長】次に日程第7、議案第59号、福生市立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。森保教育部参事より内容説明をお願いいたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは、福生市立学校非常勤職員規則の一部を改正する規則について、その提案理由と内容について説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。提案理由でございますが、令和7年6月1日に施行される刑法改正に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されることとなります。

本規則におきましては禁錮という文字が使用されてたため、拘禁刑に文言を改める必要が生じました。また、それに伴い本規則を再確認したところ、令和6年現在、福生市において廃止されている非常勤講師という職名が規則上に残っていたことが判明したため、本規則の別表を一部改正とする必要があることから本議案を提出するものでございます。

改正内容といたしましては、職務種類について規定する第2条のうち第1号、非常勤講師を削除し、号の繰り上げをするとともに、欠格条項について規定する第4条第1項の禁錮を拘禁刑と改めるものでございます。

最後に施行日でございますが、公布日から施行といたそうとするものでございます。ただし、第4条第1号の改正規定は刑法の改正と併せて令和7年6月1日から施行いたそうとするものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり可決することといたします。

議案第60号

令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

【教育長】 次に日程第8、議案第60号、令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中、教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 それでは日程第8、議案第60号、令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中、教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。

資料161ページをお願いいたします。提案理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法

律」第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するもの
でございます。

補正予算の内容につきましては、166ページをお願いいたします。令和6年度福生市一般会計補正予算(第4
号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,202万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額
をそれぞれ377億1,429万1,000円とするものがございます。

次に第2条、繰越明許費は1件でございます。中学校防音機能復旧(復機)事業のうち福生第一中学校の空
調工事において、辞退等による入札不調になったことにより、今年度中に実施することが不可能となりました。そ
のため、工事費6,131万1,000円と工事管理費委託料323万6,000円の全額、合わせて6,454万7,000円
に対して令和7年度への繰越明許費を設定するものがございます。

次に第4条、地方債の補正はテニスコート人工芝改修工事の減額に伴い、借り入れの限度額を変更するもの
でございます。

次に、補正内容について御説明いたします。歳入につきましては、171ページをお願いいたします。第16款、第
2項、第5目、第2節、説明欄2、防衛施設周辺避難施設整備事業補助金114万円の減額は、第四小学校空調設
備等改良事業の施設改良工事の減額に伴うものがございます。

172ページをお願いいたします。第17款、第2項、第8目、第1節、説明欄12、学校給食費負担軽減事業補助
金349万4,000円は、給食食材調達事業の賄材料費の増額に伴うものがございます。

173ページをお願いいたします。第23款、第1項、第4目、第1節、説明欄2、テニスコート設備事業債1,100万
円の減額は、福東テニスコート人工芝改修工事の減額に伴うものがございます。

次に、歳出でございます。174ページをお願いいたします。第9款、教育費の第1項、第2目、教育指導管理費
の説明欄9、小学校ICT推進事業及び中学校ICT推進事業の教育系ネットワーク等更新委託料の減額は、契約
額の確定によるものがございます。次に第3目、学務費の説明欄3、小学校運営事業の消耗品費及びウォールペ
イント下地整備委託料は、片倉跡地のフェンスにウォールペイントを実施することに伴うものがございます。次に
説明欄6、給食食材調達事業の賄材料費805万8,000円は、食材価格の高騰に伴うものがございます。

175ページをお願いいたします。第2項、第1目、学校管理費の説明欄3、第四小学校空調設備等改良事業及
び176ページ、第5項、第1目、スポーツ推進費の説明欄6、テニスコート管理事務の福東テニスコート人工芝改
修工事の減額は、いずれも契約額の確定によるものがございます。

以上、議案第60号、令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中、教育に関する部分に対する意
見聴取についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ない
ようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり諮問することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第60号は原案のとおり同意することといたします。

議案第61号

学校給食費の改定について(諮問)

【教育長】 次に日程第9、議案第61号、学校給食費の改定について(諮問)を議題といたします。恒吉学務課長より内容説明をお願いいたします。恒吉課長。

【学務課長】 それでは日程第9、議案第61号、学校給食費の改定について(諮問)につきまして、説明申し上げます。

議案書は179ページから181ページでございます。本市の学校給食費は物価高騰に伴い、令和6年4月に引き上げの改定を行ったところでございます。しかしながら、社会情勢の変化等を背景にさらなる物価高騰が続いており、令和7年度以降現行の学校給食費では賄い材料費の不足が生じてしまう状況でございます。このため、学校給食費の改定について福生市学校給食センター運営審議会規則第2条第1号の規定に基づき、福生市学校給食センター運営審議会に諮問するものでございます。

予定でございますが、11月27日に福生市学校給食センター運営審議会を開催し、そこで諮問を行い、また12月12日に再度運営審議会を開催いたしまして答申をいただく予定となっております。その後12月の教育委員会定例会にて、改定額等の答申について御報告をいたそうと考えております。以上、説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第61号は原案のとおり諮問することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり諮問することに決定されました。

協議事項

協議事項2

不登校特例校(分教室型)の分校化について

【教育長】 次に日程第10、協議事項2、不登校特例校(分教室型)の分校化についてを議題といたします。森田教育支援課長より内容説明をお願いいたします。森田課長。

【教育支援課長】 それでは日程第10、協議事項2、不登校特例校(分教室型)の分校化について、提案理由ならびに内容について御説明いたします。

議案書につきましては、183ページから187ページでございます。初めに提案理由でございますが、不登校特例校(分教室型)を設置した際、将来的に学校又は分校としての不登校特例校へ移行することを前提とされており、移転に併せ分校化を行いたいと考えているため、協議をお願いするものでございます。

次に、議案書185ページの資料1を御覧いただきますようお願いいたします。まず概要でございますが、令和2年4月にさくら会館2階に福生第一中学校の分教室として開校した不登校特例校について、将来的に学校又は分校に移行することが前提とされておりました。また、さくら会館は老朽化していることや学校施設ではなく公民館内にあるため公民館内で行っている事業の音が聞こえるなど、在籍している児童に対して個別指導を行うには向いてない状況となっております。このため、将来的に学校施設への設置が求められており移設を前提に検討した結果、福生第三小学校新校舎2階に移転するとともに分校化を行いたいとするものでございます。

続いて、2の分校化についてでございます。(1)の移転及び分校化に伴うメリットのA、学習環境の改善でございます。恐れ入ります。187ページの資料2の図面を御覧いただきますようお願いいたします。図面の左側が教室となる予定で、教室が現在の2部屋から5部屋へ増加、また廊下に個別ブースを設置、図面の中央左上、相談室となっている所をカウンセリングスペースとすることで、一人一人に対応した学習環境の提供ができ手厚い支援が可能となります。

恐れ入ります。資料1のほうにお戻りいただきまして、次にイの適切な教員配置でございます。分校化に伴い、教職員定数配当基準に基づき適切に正規教員が配置されることとなります。このことによりまして、安定した教員配置が保障されることとなります。また、副校長も配置されることとなります。

次に、3の期待される効果でございます。移転して新しくすることで登校しやすい環境となり、不登校出現率の改善が期待されるものと考えております。

続いて、4の費用でございます。合計で3,993万8,000円を予定しており、そのうち改修にかかる費用が2,656万1,000円となっております。また、物品購入費727万5,000円の2分の1が東京都から補助される予定となっております。

次に、5の今後の予定でございます。資料に記載してあるとおりの実施を考えており、令和8年4月に開校としております。また、資料にはございませんが関係各所への説明や保護者への周知も必要ですので、時期は未定ですが行うことを考えております。

最後に、本日お示ししました費用及び図面につきましては、今後調整等が入る可能性がありますので御了承いただきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

7組は、元々公民館の施設で、市民の方が公民館活動をするとうどうしても発生する活動の音等が7組のほうに聞こえてくることがあります。三小のほうに移転することでより望ましい環境で進めさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは質疑を終わりたいと思っております。

お諮りをいたします。協議事項2は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

報告事項

報告第32号

令和7年度教育課程編成基本方針について

【教育長】 次に日程第11、報告第32号、令和7年度教育課程編成基本方針についてを議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】 では日程第11、報告第32号、令和7年度教育課程編成基本方針について御報告いたします。

資料191ページを御覧ください。昨年度の変更点を中心に構成と内容に分けて御説明申し上げます。第1に構成です。構成は、次期福生市教育ビジョンとの整合を図り大きく改定いたしました。紙面左側に知・徳・体に関するもの、右側にはそれ以外の教育課題に関するものを並べています。整合を図ることで、福生市教育委員会の施策がビジョンのどこに位置付いているかが明確になります。根拠を明確にして推進できるため、より学校に施策の意図が伝わるのが期待できます。また紙面左側、学習指導要領の確実な実施とカリキュラムマネジメントの推進では、それぞれ知・徳・体の現状を象徴するデータとその改善に関するポイントを記載することで、より内容を価値付けるよう構成しています。

第2に内容です。大きな変更点は2点あります。1点は、表題に「誰一人取り残さない」と追記したことです。このことは「全ての子どもたちの可能性を引き出す」に包括されており、これまでも不登校や特別支援教育はもちろん、学力向上や生活指導などさまざまな施策を通して実現を目指してまいりました。しかし、福生市の現状を鑑み、これまで以上にその理念を意識して施策を実施していく必要があると考えたことから明記いたしました。

変更点の2点は、表題のサブタイトルを「学習指導要領の確実な実施とカリキュラムマネジメントの推進による」から「基礎・基本の確実な習得と各種教育課題の推進による」に変更したことです。基礎・基本の確実な習得については、学習指導要領総則編解説第1章にも「基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること」とその重要性が明記されております。別件で御報告させていただいたとおり、令和6年度の福生市学力調査において、漢字の書き取りや基本的な数学の式変形など基礎的・基本的な問題の習得に課題が見られたこと、また学力不振による不登校が増加傾向にあることなど、基礎・基本の定着は誰一人取り残さないため本市において重要な観点であると考えています。各種教育課題の推進につきましては、今年度から各種推進委員会の内容について校内の推進を強化する取組を実施しており、その現状に合わせて変更したものでございます。

詳細な内容につきましては、これまで行ってきた施策を新たな理念に基づき整理いたしました。特に強化が必要と判断したものは追記しております。私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 内容はとても改善されていていいと思います。細かな表記の仕方なんですけど、右、2番のこの福生市における重点的教育課題の対応の一番下の6のところ(1)ってありますよね。1個しかない場合には、もしかしたらこれは取ってもいいのかなって思います。内容はすごく全部いいと思います。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 ありがとうございます。修正いたします。

【教育長】 ありがとうございます。他いかがでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りをいたします。報告第32号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第32号は報告のとおり承認されました。

その他報告事項I

令和6年度社会教育施設の年末年始の休業について

【教育長】 次に日程第14、その他報告事項について、その他報告事項I、令和6年度社会教育施設の年末年始の休業についてを中島教育部長より内容説明をお願いいたします。中島部長。

【教育部長】 それでは、その他報告事項I、令和6年度社会教育施設の年末年始の休業について御説明をいたします。

資料195ページをお願いいたします。令和6年度社会教育施設につきましては、年末は12月28日(土曜日)まで開館・開場し、12月29日(日曜日)から翌年1月3日(金曜日)までの6日間を休業とさせていただきます。年始は1月4日(土曜日)から平常どおり業務を行います。各施設の細かい情報につきましては、資料に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

他にその他報告事項はございますか。委員の皆さまからは何かございますか。ないようですのでその他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。

(非公開会議)

【教育長】 休憩前に引き続き、会議を始めます。

参考日程・閉会

教育委員会定例会の開催

令和6年12月19日(木曜日)午前11時 市役所第二棟4階委員会室

【教育長】最後に、次回の教育委員会定例会は、令和6年12月19日(木曜日)11時より福生市役所二棟4階委員会室にて開催いたしますので、御予定をくださいますようお願い申し上げます。

本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、令和6年第3回福生市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午前11時47分終了)